令和８年度

設計書（公示用）

業務名　豊平区街路灯基部補修業務

豊平区土木部維持管理課

R8年度　施工箇所一覧

No	街路灯番号	路線名	住所	ポール種類	ポール高(m)	地際外形(mm)
1	01108	月寒西岡線	豊平区西岡4条12丁目8-2地先	ポール照明（テーパーポール型）	8	165
2	01719	東月寒５号線	豊平区月寒東2条16丁目2-15地先	テーパーポール	10	190
3	06097	美園月寒裏通線	豊平区美園7条7丁目5-20地先	ﾎﾟｰﾙ照明方式(ﾃｰﾊﾟｰﾎﾟｰﾙ型)	8	165
4	07307	月寒西岡線	豊平区西岡3条13丁目7-10地先	ポール照明（テーパーポール型）	10	190
5	07801	水車通4号線	豊平区水車町6丁目1-2地先	ﾎﾟｰﾙ照明方式(ﾃｰﾊﾟｰﾎﾟｰﾙ型)	10	190
6	10335	主要道道西野真駒内清田線	豊平区福住3条7丁目23-10地先	直線型テーパーポール	10	175
7	10848	月寒西岡線	豊平区月寒西1条8丁目3-1地先	ポール照明（テーパーポール型）	10	190
8	11773	平岸2条2丁目1号線	豊平区平岸2条2丁目1-1地先	直線型テーパーポール	10	175
9	90562	主要道道西野真駒内清田線	豊平区福住3条5丁目4-3地先	直線型テーパーポール	10	175
10	90564	主要道道西野真駒内清田線	豊平区福住3条5丁目5-3地先	直線型テーパーポール	10	175

（　　）	業務名	令和８年度 豊平区街路灯基部補修業務

１．積算金額

区　分		設計金額　（円）
業　務　委　託　料		
内訳	業 務 価 格	
	消費税及び地方消費税	

業務説明書

１．業務の概要

街路灯基部補修　10基

【建設発生土の搬出有】

２．業務位置　　豊平区西岡4条12丁目8ほか

３．業務の期間　契約書に示す着手の日から令和 8年11月30日までとする。

４．図面　　別添のとおり

５．業務仕様書　別添のとおり。

６．特記仕様書　別添のとおり。

７．納入成果品

札幌市

特　記　仕　様　書

1　業務の目的

本業務は道路照明施設（単独柱形式）の基部の老朽化対策として補修を実施し、基部の損傷を修復することを目的とする。

2　業務内容

(1)補修工法

1)　補修工法についてはＳＣＦＲ工法、ＹＣＫ工法によることを基本とするが、街路灯の支柱に対し、初期程度の強度に回復させるこれらの工法と同等または同等以上の強度を確保できる工法を選定すること。また、別の工法を使用する場合は、メーカーからの強度に関する根拠資料を事前に提出すること。

2)　材料は、炭素繊維シートを標準とする。

(2)掘削確認

1)　補修対象を中心として50cm四方、深さ25cm程度の掘削を行うことを基本とするが、現地状況に応じ、補修工法の施工に必要な範囲を掘削する。

2)　補修対象の地際部分を掘削し、腐食劣化部分を露出させた後、腐食程度を確認し、腐食の状況や孔食が著しく、補修工法が適さないと思われる場合には、監督員と協議し、その指示に従うこと。

(3)補修範囲

1)　補修範囲は、原則として地際部を境に全高30cm以上とし、支柱埋込構造は全周、ベースプレート構造はリブプレートを除いて補修を行う。

以上のほか、別紙「独立柱の街路灯基部補修仕様書」によること。

3　共通事項

(1)　履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(2)　施工時間帯

本業務においては、一般交通の支障とならないよう、作業時間帯を9時～17時と見込んでいる。作業にあたっては、沿線の地域生活に配慮し、騒音・振動、交通事故等の防止対策に努めること。また、その対策について発注者と協議し、業務計画書に明記すること。

(3)　諸法令の遵守

ア　受託者は、当該業務に適用となる関係法令等（適用法令・要領・要綱・指針・基準、届出時期等）を特定した上で、その一覧を業務計画書に明示すること。

イ　適用になる法令等の届出等の実施にあたっては、届出書等（写）を業務計画書に添付し、発注者に提出すること。

ウ　届出書等に対する許可書等が交付されしだい、その写しを協議簿に添付し、発注者に提出すること。

エ　受託者は、この役務を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

(4)　安全衛生管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実に行い、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。車線規制を行う場合は、必要に応じ道路使用許可等の申請を行うとともに、標識、看板等の設置、交通誘導警備員の配置等を行い通行人・車両両、作業員の安全に十分配慮すること。

(5) 市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員資格について

ア　市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線（公安委員会認定路線）における工事現場である場合は、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格者（検定合格警備員）を配置すること。

資　　格	確　認　資　料
交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格証明書（写し）

イ　交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、１級又は２級検定合格警備員を１人以上配置すること。なお、休憩・休息時間にも交通誘導を行う場合は、交替要員も検定合格警備員を配置すること。

ウ　交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を業務計画書に添付すること。

(6) 法定外の労災保険の付保

ア　受託者は契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、現場着手の前に締結すること。

イ　受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、現場着手の前に、発注者へ提出すること。

(7) 成果品

(1) 報告書作成・業務履行写真

成果品とする報告書・業務履行写真は、紙の報告書を１部及び電子記憶媒体に保存したものを、正副１部ずつ提出すること。

4　留意事項

・排出ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。

・本業務において発生した発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（マニフェスト制度）に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。

・建設発生土がある場合は、搬入先を発注者と協議すること。

・作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。

・受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施をすること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）
第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）
第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）
第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）
第４条　受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）
第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））
第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。
２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2)　組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　従業者の監督を行うこと。

(4)　取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

令和　　年　　月　　日
（会社名等）
（代表者氏名）

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
　貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。
　基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。
　□　個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
　□　契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。
（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督
(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック
□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。
※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。
　□　秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
　□　従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

４　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

５　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。
□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
□　施錠できる耐火金庫等に保管している。
□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

６　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
□　複数人で持ち運ぶこととしている。
□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

独立柱の街路灯基部補修仕様書

1 準備

（１）　請負者は、本業務に使用する材料については、該当する支柱基部の外径や寸法を現地確認の上、事前に材料承諾を得ること。

（２）　請負者は、現地施工における作業工程及び仕様機種などについては、発注者の承諾を得ること。

2 施工

（１）　対象独立柱の地際埋設物を所定の寸法にて掘削し、腐食劣化部分を露出させ腐食部分を目視点検すること。

点検の結果、指定された工法に適さない場合、鋼母材の開孔が見られた場合、又は、著しい腐食劣化などが確認された場合は、監督員と協議し指示を仰ぐこと。

（２）　補修範囲は、地際部を境に高さ300㎜程度を基本とし、支柱埋込構造は全周（下図Ａ）、ベースプレート構造はリブプレートを除いた方法（下図Ｂ）とする。

ただし、GLから下150㎜を確保困難な場合、補修範囲をシート貼付け可能下端部から300㎜とし、根巻コンクリートでの復旧とする。

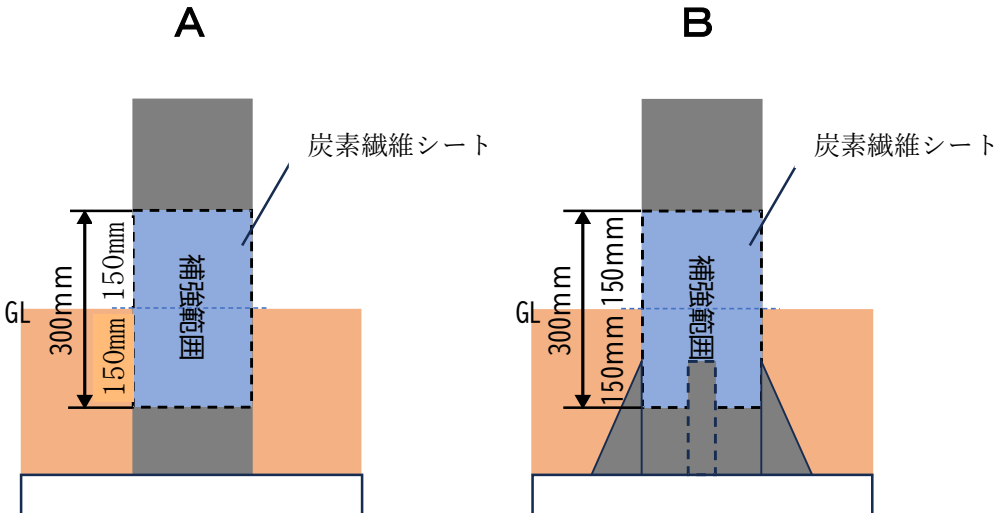

3 炭素繊維シート補修

(1)　支柱基部の下地処理 二種ケレン（腐食部は三～四種ケレン程度）の後、清掃

(2)　接着剤等塗布

(3)　炭素繊維シート貼付け

(4)　接着後は、必要に応じて固定

(5)　継ぎ目、浮き、剥がれがないか確認すること

4 復旧

街路灯補強作業完了後、掘削箇所を復旧すること。